

## 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和元年6月25日  
北海道後志総合振興局保健環境部社会福祉課  
北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

### 1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行いました。

### 2 対象事業者の概要

#### (1) 開設法人

法人名～合同会社共音

代表者名～代表社員 岩本 正美

所在地～小樽市銭函1丁目35番1号

#### (2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
就労継続支援センター共音	就労継続支援A型	平成25年7月1日	小樽市銭函1丁目35番1号

### 3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

### 4 指定取消年月日 令和元年6月25日

サービスの種類	根拠法令
就労継続支援A型	障害者総合支援法第50条第1項第5号

### 5 処分の原因となる事実

サービスの種類	処分の原因となる事実
就労継続支援A型	代表者は、利用者7名が定期通院などの理由でサービスを利用していないにもかかわらず、利用者にサービスを提供したとする虚偽のタイムカードや作業日誌を作成して、訓練等給付費を不正請求した。